第四十七条第十八号中「第二百六十二条第二項」を「第二百六十二条第三項」に、「書類」を「書類等」に改め、同条第十九号中「申告者」を「当該控除対象扶養親族を有する居住者」に、「第二百六十二条第二項」を「第二百六十二条第三項」に改める。

第四十七条の二第一項中「書類」を「書類等」に改め、同条第六項中「第二百六十二条第三項」を「第二百六十二条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二百六十二条第二項第二号」を「第二百六十二条第三項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二百六十二条第二項第一号に」を「第二百六十二条第三項第一号に」に改め、同項第二号中「第二百六十二条第二項第一号イからハまで」を「第二百六十二条第三項第一号イからハまで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　令第二百六十二条第二項に規定する電磁的記録は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第二条第一項第二号イからハまで（定義）に掲げるもののいずれかに該当するものとする。

第五十条第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この款において同じ。）」を削る。

第五十一条第一号及び第五十二条第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号」を削る。

第五十二条の二第一項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この款において同じ。）」を削り、同条第三項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同項第三号中「次条第三項第三号」を「次条第四項第三号」に改め、同条第四項中「第二百六十六条の二第六項第一号」を「第二百六十六条の二第六項」に改め、「国税通則法」の下に「（昭和三十七年法律第六十六号）」を加える。

第五十二条の三第一項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同項第二号中「年月日」の下に「（同条第三項第二号に掲げる者にあつては、当該年月日及び当該相続に係る法第百五十一条の五第一項（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）に規定する遺産分割等の事由が生じた年月日）」を加え、同条第二項中「第四十七条第十一号の三イからハまで」を「第四十七条第十一号の三イからニまで」に改め、同条第三項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令第二百六十六条の三第八項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する財務省令で定める事項は、第四十七条第十一号の三イからニまでに掲げる事項で同項の修正申告書の提出に係るもの並びに同項に規定する適用被相続人等について生じた法第百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）に規定する遺産分割等の事由の別及び当該遺産分割等の事由が生じた年月日とする。

第五十五条第一号及び第六十六条第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））」を削る。

第六十六条の五第一号中「（個人番号を有する者にあつては、非居住者の氏名、居所及び個人番号）」を削る。

第七十三条の二第一項中「第四十七条の二第六項各号」を「第四十七条の二第七項各号」に改め、同条第二項中「第四十七条の二第四項」を「第四十七条の二第五項」に、「第四十七条の二第五項」を「第四十七条の二第六項」に、「第二百六十二条第二項第一号イからハまで」を「第二百六十二条第三項第一号イからハまで」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第七十四条の二中「第四十七条の二第四項」を「第四十七条の二第五項」に、「第二百六十二条第二項第一号イからハまで」を「第二百六十二条第三項第一号イからハまで」に改める。

第七十四条の三第一項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第二項中「の個人番号又は」を「（個人を除く。）の」に改める。

第七十四条の四中「第四十七条の二第四項」を「第四十七条の二第五項」に、「第四十七条の二第五項」を「第四十七条の二第六項」に、「第二百六十二条第二項第一号イからハまで」を「第二百六十二条第三項第一号イからハまで」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第七十五条第一項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第二項中「の個人番号又は」を「（個人を除く。）の」に改める。

第七十六条第一項中「書類」を「書類等」に改める。

第七十六条の二の見出し中「提供」を「提供等」に改め、同条第三項第一号中「（平成十二年法律第百二号）」を削り、同条第四項第一号及び第五項第一号中「又は名称、住所又は」を「及び住所又は名称」に改め、「個人番号又は」を削り、同条に次の六項を加える。

6　法第百九十八条第六項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与等の支払者」という。）が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第百九十八条第六項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する控除対象配偶者等の氏名、住所及び個人番号

二　前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称

三　その他参考となるべき事項

7　給与等の支払者は、前項の帳簿を、最後に法第百九十八条第六項の規定の適用を受けて提出された同項に規定する扶養控除等申告書（次項において「扶養控除等申告書」という。）に係る次条ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

8　法第百九十八条第六項の規定の適用を受けて扶養控除等申告書を提出した居住者が当該扶養控除等申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該扶養控除等申告書を受理した給与等の支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

9　第六項の規定により同項の帳簿を作成した給与等の支払者は、前項の届出書を受理した場合には、当該帳簿の第六項各号に掲げる事項を、当該届出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。

10　給与等の支払者は、その受理をした第八項に規定する届出書を、当該受理をした日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。

11　法第百九十八条第六項に規定する財務省令で定める者は、給与等の支払者に対して同項の規定による申告書を提出する者とする。

第七十七条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　法第二百三条第一項の規定による申告書の提出を受ける同項の退職手当等の支払者（次項及び第四項において「退職手当等の支払者」という。）が、当該申告書に記載されるべき当該申告書の提出をする居住者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前にその居住者から法第百九十八条第六項各号（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その居住者は、前項第一号の規定にかかわらず、当該退職手当等の支払者に提出する法第二百三条第一項の規定による申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されているその居住者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。